

平成 19 年度農林水産省補助「ユビキタス食の安全・安心システム開発事業」
事業者間組織によるトレーサビリティシステム基本構想書作成プロジェクト
募集要項

平成 19 年 5 月 23 日
社団法人 食品需給研究センター

「事業者間組織によるトレーサビリティシステム基本構想書作成プロジェクト」とは、複数の事業者からなる組織が、社団法人食品需給研究センターから委託を受けて、トレーサビリティシステム基本構想書を作成する事業です。

このプロジェクトの実施課題及び実施者を、以下のとおり公募いたします。

1. “事業者間組織によるトレーサビリティシステム基本構想書”とは

フードチェーンを構成する複数の事業者を通して食品のトレーサビリティを確保するには、事業者間の整合性を確保することが必要です。その方法について、「食品トレーサビリティシステム導入の手引き」（改訂版）では「複数の事業者が組織を形成して、フードチェーンを通じたトレーサビリティシステム導入を目指すのが最良である」としています¹。具体的には、社会的な課題や消費者のニーズ、ものの流れなどの現状を十分に把握した上で、事業者間で協議を行い、トレーサビリティシステムを設計します。その設計の項目は、以下のとおりです。

- ① 基本的な考え方
- ② 目的
- ③ 期待される効果
- ④ 対象とする範囲
- ⑤ ものと情報の流れ、および識別と対応づけのルール
- ⑥ 記録する情報内容
- ⑦ システムの検証方法
- ⑧ 伝達・開示する情報内容の明確化

またバーコード等の自動認識技術やデータベースシステムを活用する場合は、上記の項目に加え、既存の情報システムについて分析した上で、より踏み込んだ設計をすることが必要と考えられます。

「トレーサビリティシステム基本構想書」（以下、基本構想書）とは、以上のようなトレーサビリティシステムの設計の基本的な内容について文書にまとめ、事業者間で認識共有できるようにするものです。事業者間の役割分担や、費用分担についても、基本構想書とともに検討し合意形成することが考えられます。

¹ 「食品トレーサビリティシステム導入の手引き」平成 19 年 3 月改訂。

http://www.fmric.or.jp/trace/tebiki/tebiki_rev.pdf

基本構想書については 35～38 ページに解説されている。

2. プロジェクトの目的

事業者間で協議して基本構想書を作成しトレーサビリティに取り組んだ事例は、あまり公開されていません。そのため新たに基本構想書を作成しようとする関係者にとって、モデルとなるような先行事例が乏しいのが現状です。

そこで、食品需給研究センターは、農林水産省補助事業の一環として、基本構想書やそれに沿って導入を進める先行事例を増やすことを目的に、業務を委託します。

委託を受けた実施主体にとっては、みずからにとって適切な基本構想書を作成することがプロジェクトの基本的な目的です。同時に、他の事業者の参考となるような基本構想書とすることが期待されます。

3. 対象

(1) 実施主体の要件

本プロジェクトに応募し実施できる団体は以下の通りです。

- ・ 民法第 34 条の規定に基づき設立された公益法人
- ・ 特定非営利活動促進法の規定に基づき設立された法人
- ・ 中小企業等協同組合法、中小企業団体の組織に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、森林協同組合法又は消費生活協同組合法の規定に基づき設立された組合
- ・ 地方食品産業協議会
- ・ 消費者及び食品関連事業者（食品製造業者、外食事業者、食品卸売業者、食品小売業者、地域農水産物の生産者など）が構成員となっている任意団体であって、社団法人食品需給研究センターの理事長が認める団体。（なお、単独の民間企業は応募資格を有しない。）

なお、本業務を受託できるのは、基本構想書を作成し、その構想に沿って導入を進める主体です。基本構想作成やシステム導入を支援する調査研究機関・コンサルティング事業者等には応募資格がありません。ただし、本業務を受託した主体から、一部の業務について委託を受けること（再委託）は可能です。なお業務の再委託については、食品需給研究センターの事前の了解が必要です。

(2) 実施する業務

実施主体は、食品を対象とするトレーサビリティシステム基本構想書作成に必要な以下の業務を実施することが必要です。

- ・ 基本構想書の立案・検討
- ・ 基本構想書の完成（事業者間の合意形成）

そのほか、基本構想作成に伴う以下の業務も、委託業務の一環として実施することができます。

- ・ 現状の把握（社会的な課題や消費者ニーズの把握、ものの流れと上方の流れの把握、活用可能な資源の把握等）
- ・ 費用や効果の予測

- ・役割分担・費用分担の検討・合意形成

新規にトレーサビリティシステムを導入するための基本構想書だけでなく、既存のシステムを見直す取り組みも対象となります。また安全管理・品質管理・環境管理等を趣旨とするシステムをトレーサビリティの要素を取り入れて見直す場合も対象となります。

(3) 委託費から賄うことができる費目

以下の費目を委託費から賄うことができます。業務実施のための費用のすべてを委託費で賄うのではなく、一部を自らの負担で実施することができます。

- ・会議費（会場費、会議出席のための旅費等）
- ・人件費（組織の職員の実質的な給与分。具体的には、この業務に従事した職員の給与の時間単価と、その職員が従事した時間を掛けた額が基本となります）
- ・調査・コンサルティングの委託費（なお、委託先および委託金の決定については、食品需給研究センターの承認が必要です）
- ・調査等旅費
- ・資料購入費
- ・基本構想書等の印刷費
- ・消耗品費（事業を実施するための消耗品購入に要する経費）
- ・その他（実施において特に必要と食品需給研究センターが認める経費）

(4) その他の条件

本プロジェクトを実施するにあたっては、次の事項をすべて満たす必要があります。

- ①原則として、契約期間内に基本構想書を作成すること。契約期間内に基本構想書完成に至らなかった場合、委託費のお支払いを減額または停止することがあります。
- ②作成する基本構想書は、フードチェーンを構成する複数の事業者がシステムを実施するための構想であること。
- ③作成した基本構想書を公開のために提供すること。基本構想書の実例として、食品需給研究センターの web サイト等で公開し、他の品目・地域等で基本構想書を作る場合の参考とするためです。なお、営業上秘密としたい部分がある場合は、その部分のみ非公開にすることができます。

4. 金額規模

1 件あたり 250～500 万円程度。

※想定している予算は約 1000 万円であり、3 件程度採択することを想定しています。

なお委託費は、農林水産省補助事業「ユビキタス食の安全・安心システム開発事業」のうちの「システム開発検討」²を実施する食品需給研究センターに対する補助金を収入源としています。

² 参考「ユビキタス食の安全・安心システム開発事業（システム開発検討）に係る公募要領」
http://www.maff.go.jp/trace/torikumi/h19apply_kaihatsu.pdf

5. 応募・採択等の手続き

(1) 応募申請から事業完了後の委託費支払いまでの流れ

応募申請から事業完了後の委託費支払いに至る概要は以下のとおりです。

- ①受託を希望する団体は、受託申請書（別紙1）に提案書（別紙2）を沿えて応募申請します。
- ②食品需給研究センターは、別途定める基準により審査の上、提案を採択します。
- ③採択を受けた団体は、提案に基づき実施計画書を作成します。その実施計画書を前提として、食品需給研究センターと委託契約を交わします。
- ④業務を受託した団体は、提案に則し、基本構想書作成に着手します。なお契約期間中、食品需給研究センターや補助事業監督者である農林水産省の担当官が、実施計画書履行の観点から、また他の補助事業と連携し優れた基本構想策定を促す観点から、ヒアリングや会議への出席等をさせていただくことがあります。
- ⑤契約期間内に、平成20年度におけるシステム導入を含む、基本構想書を作成していただきます。これが基本的な納品物件となります。
- ⑥業務終了後、別途定める手順により委託費をお支払いします。

(2) 応募方法

別紙の書式のとおり、次の2つの書類を提出してください。

- ・「事業者間組織によるトレーサビリティシステム基本構想書作成プロジェクト受託申請書」
 - ・「事業者間組織によるトレーサビリティシステム基本構想書作成プロジェクト 提案書」
- 提出期限は 6月25日（必着） です。捺印した上記書類各1通と、電子ファイル（pdf形式など。電子メールでもCD-Rでもよい）をご提出ください。

なお、応募の準備段階において、弊センターにてご相談を承ることができます。

また応募者が少ない場合や、選考の基準からみてふさわしい提案が少なかった場合、再度募集する場合があります。

(3) 採択の選考

トレーサビリティシステム基本構想書のよい実例となる見込みが最も高いと判断される提案を採択します。具体的には、

- ・基本構想書に基づくトレーサビリティ確保の意義の大きさ
- ・基本構想書の合意が進みシステムが導入される見通しの明るさ
- ・他の品目や段階に対する波及効果の高さ

等の面から評価します。

選考は、食品需給研究センターが任命する委員が行います。委員の氏名等は非公開です。

基本的には書類により評価・選考しますが、弊センター側から問い合わせを行ったり、面接を求めたりする場合があります。

(4) 採択の決定・委託契約の締結・業務の完了

採択決定は7月中旬を予定しています。なお、採択決定のあと、提案書に基づいた実施計画書を作成していただき、委託契約を取り交わすことにより、委託費により賄う業務を開始できます。

原則として3月20日までに成果品（基本構想書）を完成させ、食品需給研究センターに提出する必要があります。なお、契約期間内に、食品需給研究センターが、計画の進捗状況等について報告を求めることがあります。

6. その他

(1) 基本構想書の著作権・利用権について

基本構想書等、業務により得た成果物の著作権・利用権は、受託した組織に帰属します。提出された基本構想書は、食品需給研究センターが実施した補助事業の成果品として扱われ、農林水産省に提供されるほか、一般に公開する予定です。

(2) 問い合わせ先および書類提出先

社団法人 食品需給研究センター

Tel:03-5567-1993 Fax:03-5567-1934

〒114-0024 東京都北区西ヶ原 1-26-3 農業技術会館

担当：酒井、志賀、深澤

メールアドレス：trace@fmric.or.jp